

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社

- 名 称 朝日生命保険相互会社
- 電 話 お客様サービスセンター ☎ 0120-360-567
- ホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>

2 商品の特徴と仕組み

- 商品名称 無配当引受基準緩和型新医療保険(返戻金なし型)S
- 特 徴 病気やケガによる所定の入院・手術・放射線治療に対して、入院給付金・医療費充当給付金・手術給付金・放射線治療給付金で備えることができます。

- ・この保険は、健康上の理由(持病・既往症)により、通常の保険にご加入いただけない方のために設計された引受基準緩和型の医療保険です。そのため、代理店で取り扱っている朝日生命の他の医療保険に比べて保険料が割高となっています。
- ・健康状態によっては、より保険料が割安な朝日生命の他の医療保険にご加入いただける場合があります。

仕組図



ご契約

保険料払込期間: 60・65・70・75・80・85歳払込満了、終身払、10年払込満了

* 各給付金の給付倍率について、契約時に以下より選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。

給付金名称	選択いただく給付倍率
医療費充当給付金	入院給付金日額×0倍・5倍・10倍・20倍・30倍
手術給付金・放射線治療給付金	入院給付金日額×0倍・5倍・10倍

* 次の特約を付加できます(募集代理店によって異なります)。

- 無配当引受基準緩和型通院一時金特約(返戻金なし型)S
- 無配当引受基準緩和型新先進医療特約(返戻金なし型)S

この保険は代理店専用商品です。保険料のお払込みがないまま猶予期間が満了した場合、保険契約は消滅し復活のお取り扱いはない等、朝日生命の営業職員が募集する商品と異なったお取り扱いとなっています。

■お取り扱い(募集代理店によって異なります)

入院給付金日額*	3,000円～10,000円(1,000円単位)
契 約 年 齢	20歳～85歳
保険料払込期間	60・65・70・75・80・85歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払 10年払込満了(保険契約者が法人に限りです)
保険料払込方法	口座振替扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払)
備 考	医療費充当給付金には、以下の加入限度*があります。 20歳～24歳…10万円 25歳～85歳…15万円

* 朝日生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。

3 保障内容

無配当引受基準緩和型新医療保険(返戻金なし型) S

(1)入院給付金

■以下の支払事由に該当した場合に入院給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病で1日以上入院をしたとき	1回の入院につき 入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院:60日 通算:1,000日

保障内容に関する注意事項

- 入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどをいいます。
- 同一の傷害または疾病により入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には1回の入院とみなし、181日以上の場合には新たな入院とみなします。

(2)医療費充当給付金

■以下の支払事由に該当した場合に医療費充当給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
入院給付金が支払われる入院を開始したとき	1回の入院につき 入院給付金日額 × 契約時に選択した 給付倍率	1回の入院:1回 通算:50回

保障内容に関する注意事項

- 医療費充当給付金の給付倍率は、0倍、5倍、10倍、20倍、30倍より、契約時に選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。0倍を選択した場合は、医療費充当給付金はありません。
- 入院給付金が支払われる入院を2回以上したときで、その入院を1回の入院とみなす場合は、医療費充当給付金においても、その入院を1回の入院とみなします。

(3)手術給付金

■以下の支払事由に該当した場合に手術給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病を原因とした所定の手術を受けたとき	入院給付金日額 × 契約時に選択した 給付倍率	無制限*

* 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および同一の先進医療に該当する手術は、14日に1回(非電離放射線による療法の場合は60日に1回)の給付を限度とします。また、医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。

保障内容に関する注意事項

- 手術給付金の給付倍率は、0倍、5倍、10倍より、契約時に選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。0倍を選択した場合は、手術給付金はありません。
- 手術給付金の支払事由に該当する手術は、レーザー屈折矯正手術(レーシック)は対象外など、所定の要件があります。

(4)放射線治療給付金

■以下の支払事由に該当した場合に放射線治療給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病を原因として所定の放射線治療（電磁波温熱療法を含む）を受けたとき	放射線治療1回につき 入院給付金日額 × 契約時に選択した 給付倍率	無制限*

*放射線照射または温熱療法による診療行為それぞれについて60日に1回を限度とします。

保障内容に関する注意事項

- 放射線治療給付金の給付倍率は、0倍、5倍、10倍より、契約時に手術給付金の給付倍率と同じ倍率を選択いただきます（契約後の変更は取り扱いません）。0倍を選択した場合は、放射線治療給付金はありません。
- 放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療は、処置・検査は対象外など、所定の要件があります。

保険料払込免除に関する注意事項

- 保険料払込期間中に傷害により所定の高度障害状態になったときや、傷害により所定の身体障害状態になったときは、以後の保険料の払込みが免除となります。

無配当引受基準緩和型通院一時金特約(返戻金なし型) S

■以下の支払事由に該当した場合に通院一時金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
主契約の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日以後180日以内に通院したとき	通院一時金額	1回の入院: 1回 通算: 50回

保障内容に関する注意事項

- 通院一時金の支払事由に該当する通院は、入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とした通院をいいます。
- 入院給付金が支払われる入院を2回以上したときで、その入院を1回の入院とみなす場合は、通院一時金においても、その入院を1回の入院とみなします。
- 主契約の入院給付金が支払われる入院日と同日の通院については、通院一時金をお支払いしません。
- 同日に複数の通院一時金の支払事由に該当する通院をしたときは、通院原因が先に生じた通院に対してのみ通院一時金をお支払いします。

無配当引受基準緩和型新先進医療特約(返戻金なし型) S

■以下の支払事由に該当した場合に先進医療給付金・先進医療見舞金をお支払いします。

	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術にかかる費用と同額 (自己負担額)	通算: 2,000万円
先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金の 支払金額の10%相当額	—

保障内容に関する注意事項

- 支払事由に該当する先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものをいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は対象外となります。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は随時見直しされます。
- 同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。

特約の保険料払込免除に関する注意事項

- 「無配当引受基準緩和型通院一時金特約(返戻金なし型)S」「無配当引受基準緩和型新先進医療特約(返戻金なし型)S」を付加している場合で、保険料払込期間中に傷害により所定の高度障害状態になったときや、傷害により所定の身体障害状態になったときで、主契約の保険料の払込みが免除された場合には、同時にこれらの特約の以後の保険料の払込みも免除となります。

指定代理請求特約(2016)S

- 給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できない朝日生命所定の事情がある場合、その給付金等を指定代理請求人が請求できます。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して給付金等の請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、給付金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者がご自身の健康状態について知る可能性があります。

4 法令改正等による支払事由の変更について

- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「引受基準緩和型新医療保険(返戻金なし型)S」「引受基準緩和型新先進医療特約(返戻金なし型)S」の支払事由に影響を及ぼす場合には、朝日生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

5 解約返戻金について

- この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

6 死亡給付金について

- この保険契約の死亡給付金は以下のとおりです。

主契約	死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の死亡給付金があります。
特約	死亡給付金はありません。

7 満期保険金等について

- この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取り扱いもありません。

8 配当金について

- この保険契約には配当金はありません。

9 保険料について

- 具体的な保険料はお申込み画面等で確認ください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。

以下は、お客様にとって不利益となる事項を記載していますので、特にご留意ください。



- 6. 給付金などをお受け取りいただけない場合について
- 8. 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について
- 9. 解約と返戻金について

支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

「申込書」「告知書」には、Webサイト上の「契約者情報入力」「告知情報入力」を含みます。なお、保険契約者より入力された所要事項（「契約者情報」「告知情報」「お支払情報」）の朝日生命での受信をもって、保険契約のお申込み等があったものとします。

1 クーリング・オフ制度(保険契約のお申し込みの撤回等)について

■申込者または保険契約者(以下、「申込者等」といいます)は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面*の交付日(書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます。)のいずれか遅い日から、その日を含めて**20日以内**であれば、書面または電磁的方法により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除(以下、「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。

*「ご契約のしおり」・「注意喚起情報」を指します。

■書面でお申し込みの撤回等をする場合は**書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます**ので、次の内容を記載した書面を郵便にて送付ください。

<書面に記載いただく事項>

- ① お申し込みの撤回等をする意思
- ② 申込者等の氏名(自署)・住所・電話番号
- ③ 申込番号(「契約申込書(保険契約者様控)」の上部10桁の数字)
- ④ 保険料
- ⑤ 取扱代理店名
- ⑥ 申込日
- ⑦ 申出日
- ⑧ 返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ))

<書面の送付先>

〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 金融代理店業務グループ

■電磁的方法でお申し込みの撤回等をする場合は、朝日生命では、主たる窓口として朝日生命のホームページ(<https://www.asahi-life.co.jp>)に専用の受付フォームを設置しています。お申し込みの撤回等は**電磁的方法による発信時(申出日)に効力を生じます**ので、入力画面に必要な事項を記入し、ご発信ください。

■お申し込みの撤回等があった場合は、申込者等に領収金額を全額お返しします。

■申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇用主)の場合は、お申し込みの撤回等は取り扱いません。

2 保障の責任開始の時について

■お申し込みいただいたご契約のお引き受けを朝日生命が決定した場合の保障の責任開始の時は次のとおりです。

責任開始に関する特約Sを付加した場合	お申し込みと告知(診査)がともに完了した時
上記以外の場合	お申し込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時*

*第1回保険料相当額のお払込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

口座振込みでお払込みの場合	朝日生命所定の金融機関口座に着金した日
クレジットカードでお払込みの場合	取扱クレジットカード会社による利用承認日

3 告知義務について

保険契約者および被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態等について告知いただく必要があります、これを告知義務といいます。

- 生命保険は多数の人々が保険料を出し合うことで、相互に保障し合う制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態などについて「告知書」(電子機器上の告知画面も含まれます。以下同じとします。)で**朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知ください。**
- 告知をお受けできる権利(告知受領権)は、朝日生命が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。**

告知いただいた内容が事実と違っていた場合は、給付金などをお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、責任開始の時から2年以内^{*1}であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除したときは、たとえ給付金などの支払事由が発生していても、これをお支払いしません^{*2}。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除しません^{*2}。
- ご契約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
- ご契約の解除以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないこと、または、保険料のお払込みを免除できないことがあります。

(例)現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料は返金しません。

- *1 責任開始の時から2年を経過していても、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約を解除することがあります。
- *2 「給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、給付金などをお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。

4 ご契約内容等の確認制度について

- ご契約のお申し込みの際、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。**
- 給付金などのお支払いや保険料払込免除などのご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が、**給付金などをお支払いするための確認・照会に、保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。**

5 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター ☎ 0120-360-567

6 給付金などをお受け取りいただけない場合について

次のような場合は、給付金などをお受け取りいただけません。

- 告知義務違反によりご契約が解除となった場合
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が消滅(未払消滅)した場合
- 給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 保険契約者、被保険者、受取人の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合（各給付金等によりお取り扱いが異なります）

7 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中に朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅(未払消滅)します。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。
- 「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約S」「責任開始に関する特約」を付加した保険契約のお申し込みがあってもお引き受けできない場合があります。

8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は払込保険料累計額より少なくなります。特にご契約後短期間で解約した場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間ご契約を継続することを条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りすることがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合、給付金などをお支払いできないことがあります。
- 保険料は保険料算出用利率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。

9 解約と返戻金について

- ご契約の解約はいつでもできますが、以後の保障はなくなります。
- この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

10 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した給付金などが削減されることがあります。
- 朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時にお約束した給付金などが削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者
保護機構 T E L : 03-3286-2820
(受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00)
ホームページ: <https://www.seihohogo.jp/>

11 給付金などのお支払いに関する手続等のご留意事項について

- 給付金などの支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があると思われる場合、お支払いに関する手続等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでご連絡ください。
- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合は、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。
- 給付金などの支払事由が生じたときは、ご加入の契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)S」を付加しますと、被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人が請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。詳しくは「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)S」を付加したときは、指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。